

子どもポルノ 国際的展望

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」
【1996年8月27～31日於ストックホルム】に提出された報告書の仮訳である)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

はじめに

子どもの商業的性搾取に反対する世界会議の目的は、子どもの買春、子どもポルノ、性を目的とした子どもの人身売買の問題に対して、国際的関心を呼び起こし、これらの子どもの人権に対する憎むべき侵害を止めるため、国内外で断固たる行動を起こしていこうとするものである。

子どもの商業的性搾取はいろいろと違ったやり方で、また広範囲に及ぶ多様な背景の中で発生している。そこに秘められた理由は数しれず、複雑かつ密接に絡み合っているため、しかるべき分析、識別、対比などが必要とされる。またより深く理解を促していくために、企画委員会（スウェーデン政府、ユニセフ、-エクパット、そして子どもの権利条約に関わるNGO）は、9つの主要テーマについて報告の依頼をした。これは会議開催中、パネルディスカッションやワークショップで話し合われることになっている。またこれらの9つの報告書は互いに補いあい、統合することによってこの問題のあらゆる面に触れた幅広い全体像を浮かび上がらせようとするものである。

取り組んだテーマは、1) 国際法体制と各国における法的対応の現状、2) 子どもの商業的性搾取の防止と被害者の心理社会的リハビリテーション、3) 健康、4) 教育、5) 性の搾取者、6) 子どもの買春観光、7) 子どもポルノ — 国際的展望、8) メディアの役割、9) 人間の価値、である。

この報告書は子どもの商業的性搾取に反対する世界会議に提出するため、子どもポルノに取り組むECPATに依頼されて、マーガレット・A・ヒーリーが執筆したものである。ここでの見解は必ずしも準備委員会の意向にそったものではないかもしれない。

1996年5月

概要

子どもポルノは国際規模の問題である。国際社会はようやく、子どもポルノを製造し、展示し、流通し、消費する人々によって子どもが危険にさらされ、またポルノによる搾取によって深刻なマイナスの影響を被る子どもがいることを認識するようになってきた。世界の圧倒的多数の国々によって批准された「国連子どもの権利条約」は、子どもポルノを子どもに対する暴力と同等のものと捉え、条約加盟国に対して子どもをポルノの使用による搾取から守るための措置を講ずるよう求めている。しかし、各国の努力は顕著に見られるにもかかわらず、子どもポルノは依然として深刻な問題である。

国際的な子どもポルノの研究には例外なく以下の課題に直面している。(1)子どもポルノと

いった場合のその定義が一貫していない。(2)世界の国々の中でも、特にアフリカ、ラテンアメリカにおける子どもポルノの製造と流通に関するデータが少ない。(3)子どもポルノの製造方法や消費の仕方が世界的に変化してきた。

さらにホームビデオやコンピューター・テクノロジーの発達は、子どもポルノの国際的製造と流通方法を一変させてしまった。品質も良く、安いテクノロジーの増加は国際的アクセスの急速な拡大につながり、子どもポルノ産業を最新技術を使った家内工業へと変えたのである。その上、コンピューターによるイメージの改変、コンピューターによるポルノ製造の可能性は、世界中の裁判所や警察に気の遠くなる多くの問題を投げかけることになった。

この報告書は、まず子どもポルノについて定義をし、その問題の広がりを検討し、更に被害者と加害者の性格を述べることから始めた。それらを通して子どもポルノはなぜ使われるのか、また子どもポルノが子どもの被害者と実際の加害者及び加害者となり得るもの双方に及ぼす影響が明らかにされるであろう。またここでは世界の主要な子どもポルノの製造と消費の中心地も明らかにしたほか、コンピューター技術による子どもを性的に搾取するポルノ製造と流通が与える影響についてもかなり突っ込んで論じている。

残りの部分では、従来の子どもポルノとコンピューター・ポルノの双方に対する法的規制に取り組む各国の方策について取り上げている。残念ながら紙面の都合上、数カ国しか取り上げられなかったが、この報告書は子どもポルノが地域、国、世界レベルでの緊急問題であり、すべての国がこの問題の解決にむけて重要な役割を果たしていくべきだと主張するものである。

I 子どもポルノの定義

子どもポルノを構成する要素は何か、というのは非常に複雑な問である。各々の社会、あるいは国によってポルノの基準となるものがひどく主観的であったり、モラル、文化、セックス、社会、信仰の違いによっていかようにも変わるため、簡単に法に頼れないのが現状である。例えば私たちが独自に子どもポルノを定義してみたとしても、その概念はなかなか捉えにくい。「子ども」、また「子どもポルノ」の2つの法的定義も国で異なっており、同じ国の中でも法的管轄権によって異なる場合さえあるからだ。

「子ども」の法的定義は各国によってさまざまである。子どもの人権条約は18歳未満を子どもと定義しているが、これが世界的に採用されているわけではない。例えばオーストラリアの全州と準州の子どもポルノに関する法律では、「子ども」を16歳未満と定めている。カ

ナダでは(刑法163条) 子どもポルノ規制に関しては18才未満としている。アメリカのさまざまな管轄区域では、15歳になれば成人とのセックスに同意しうると認めている。しかしその成人は、その性的行為をビデオにとることも流通や所有することは禁じられている。連邦の子どもポルノ条項(合衆国刑法18節2252、2256)で18歳未満の者をすべて子どもと定義しているからである。

こうした各国間の定義の相違にもかかわらず、国際機関の中には子どもポルノの共通定義によろやく達することができたところもある。そのほとんどは書かれた素材よりも、視覚的素材に焦点をあてている。欧州理事会は子どもポルノを「子どもを性的状況で使ったすべての視聴覚資料」(註1)と定義し、一方国際刑事警察機構(インターポール)の代表者たちは「子どもの性行為、あるいは性器を撮った子どもの性搾取の視覚的描写」(註2)と定義した。

世界各国での「子ども」の法的定義の違いを念頭に入れながら、本報告書ではその目的に沿って、「子どもポルノ」を「性的であることが明かな子どものイメージの再現」(註3)と定義したい。子どもポルノは「特定の個人の性的目的のために使われる子どもに関連したすべての素材」(註4)と定義される「子どもエロチカ」とは、当然区別されねばならない。子どもエロチカはおもちゃ、ゲーム、子供服、性補助器具、性の手引書、性画、カタログ、ポルノではない子どもの写真などを含んでいる。子どもエロチカは法律違反ではないが、子どもにわいせつ行為をする者(註5)や子どもポルノの写真家たちの裁判で検察側からしばしば裏付け証拠として出される。

子どもポルノの定義の中で危害を前提にしている国がいくつかある。例えば、アメリカの法律は表現の自由の保護に対して十分な配慮がなされているのを特徴としているが、子どもポルノの問題に対しては表現の検閲という観点ではなく、子どもの被害者を危害から守るという観点から扱っている。アメリカで子どもポルノが犯罪とされているのは、「現実の子どもに対する性的虐待や搾取の永久的記録」となるからである(註6)。ニュージーランドで公布された「映画、ビデオ、出版物分類法」も子どもポルノを「性を目的にした子ども・青少年に対する搾取は永久的記録」とアメリカと似た定義を行っている。しかし、コンピューターが作り出す実物そっくりの画像技術の登場で、このような危害を前提にした子どもポルノの定義は挑戦を受けざるをえない。

註1 欧州理事会「勧告R(91)11および犯罪問題に関する欧州委員会報告」(1993)

註2 「子どもに対する犯罪についてのインターポール勧告」(第61回インターポール総

会。1995年)

註3 ケネス・V・ラニング「子どもへのわいせつ行為：行動学的分析」24ページ。
(1992)

註4 同上。26ページ

註5 専門家の中には、「わいせつ行為を行う者」(molester)や「性的虐待者」(abuser)を「性的搾取者」(exploiter)と区別する向きもある。商行為としての関係をだけを指したり、家庭内で起こる虐待と家族外で行われる虐待を区別するため「性的搾取」という用語を使うのである。本報告書では、「子どもにわいせつ行為を行う者」と「子ども虐待者」はどちらも、法的に子どもとされる者を相手に性行為をする成人を指す。「子ども搾取者」は子どもにわいせつ行為を働く者とともに、子どもポルノの製造、流通及び収集によって子どもを性的に搾取している者も含める。

註6 ラニング前記注3、24。先に述べたようにいくつかの管轄区では、16歳ないし17歳の者と性的行為を行うことが法的に許されている。連邦法ではこの行為を映像にとれば違法になるが、言葉で表すことは子どもの虐待の記録とはみなされない。

II 問題の広がり

子どもポルノは世界的な現象である。この問題の性格やその広がりに関して存在するデータのほとんどは、北アメリカや北欧地域に焦点が当てられている。これらの国々が子どもポルノの製造から流通、消費に至るまで中心的な役割を演じてきたためだ(註7)。これに比べて発展途上国では子どもポルノの現象は、貧困、高い幼児死亡率、識字、飢餓、病気といった深刻な問題に吞まれて小さく見える。その上、これに関する信頼できるデータもほとんど無い。それにもかかわらず、ポルノによる子どもの搾取は世界中のどこに行っても見られる現象である。

註7 「アメリカの子どもポルノ市場は最も利益を得ていると一般に考えられている。」

(子どもポルノと小児性愛：アメリカ上院常設小委員会報告) (第99回議会・第2期34(1986) (以下、アメリカ上院報告))

1. 被害者となる子どもたち

幼児を含めたあらゆる年齢の女兒と男児がポルノの製造のために世界中で利用されており、子どもポルノに関与する世界の子ども数は推定数千から数十万に及ぶと言われている。正確なデータを手に入れるのは不可能だが、国際市場ですぐ手に入る子どもポルノをよく

見ていくと、この市場を通してかなり多くの子どもたちが性的に搾取されていることがわかってくる。

被害者の性別について連邦捜査局（FBI）は、アメリカで押収された全子どもポルノのうち、ざっと50%以上が女兒ではなく男児のものではないかと見ている。同様にカナダ税関は75%が男児のもののみなしている（註8）。これと対照的に日本ではポルノで搾取されているのは、圧倒的に女兒である。しかしコンピューター ネットワークを通して流される子どもの被害者の性別は常に変わり続け、性格に判断するのは難しい。

どこの国でも、ストリートチルドレン、貧しい家庭の子どもたち、家庭が崩壊した少年少女、障害をもつ子どもが特に性的搾取にさらされたり、ポルノ製造のためにそそのかされたり強要されたりしやすい立場におかれている。しかしこうした子どもたちだけが唯一の被害者というわけではない。

性の搾取者たちはしばしば近隣の子どもたちや、仕事や副業を通して知り合った子どもたちを標的にする。また、ポルノの仕事は10代の売春婦たちにとって日常生活の一部に過ぎないこともある。先進国をふくめて多くの国では、子どもの被害者は親が子どもを使ってポルノを作ったり、また親自らが、他人に同様の目的で子どもを差し出したりする形で存在することもある。

セックスリングが存在する国も少なくない。一人以上の子どもを同時に性搾取すが、必ずしも商行為をするわけではなく、ポルノの製作のために子どもをひんぱんい使う組織である。アメリカのセックスリングは、もっぱら子どもの虐待者からなるゆるやかな組織となっている。1989年のある調査によれば、イギリスでは人口71万人の都市で2年間に31のセックスリングが警察によって確認された。

註8 アン・フルバート・バージェス、クリスチン・A・グラント、「セックスリングで傷ついた子どもたち」4ページ。1988）。アメリカとカナダを含むたいの国における子どもに対する性的虐待に関するデータでは、このように男児の被害者が圧倒的多数を占める数字は出ていない。ほとんどの研究が、女兒の性的虐待の比率が高いことを示している。

2. 搾取者の正体

子どもの搾取者やポルノ写真家は、地域で高い尊敬を受けている人たちをふくめ、地域社会全体を代表している。その上、彼らは子どもと日常接することのできる仕事を求めることが多い。製作者（カメラマン、ホームビデオの製作者や発売人など）、仲介者（斡旋

屋と両親を含む)、流通業者(広告主や取り引き業者など)を含む)の他、子どもポルノのコレクターも搾取者として分類される。

小児性愛者(ペドファイル)は加害者のかなりの部分を占める。アメリカ精神医学学会は、小児性愛を、成人の第一義的な性的関心が、思春期前の子ども、一般的に13歳以下に向けられる機能障害と定義している(註9)。しかしこれは精神医学の診断であり、思春期前の子どもの年齢をはっきりと区切ることができないため、法執行機関はこの定義を広げて、小児性愛者(ペドファイル)を法的に子どもとされる者に性的関心を持つ大人とすることが多い。(註10)。

一部の子ども性愛者は同性の子どもを好むが、ほとんどは異性愛者である。またたとえ警察と同様に定義を広げて考えてみても、すべての小児性愛者が子ども虐待者というわけではなく、また子ども虐待者の多くは小児性愛者というわけでもない。「選択的子ども虐待者」という用語は、ただ子どもとの性行為を空想する人々と、衝動にかられて子どもを性的に虐待するペドファイルとを区別するために使うことができる。

こうした子ども性愛者や子ども虐待者が目的を果たすのに重要な役割を演じるのが、子どもポルノである。選択的子ども虐待者はたいていかなりのコレクションを持っていて、詳細に目録を作って大切に保管している。しかし、彼らだけが子どもポルノを製造したり、消費する者たちではない。もっと多岐にわたる層の人々が思春期の10代の子どもが写っているポルノに関心があるのだ。その上、子どもポルノの取り引きにコンピューターが使われるようになってから、新しいタイプの製造者や消費者たちが増えている。子どもに性的関心をもっていないとしても、今までありとあらゆる成人ポルノ写真を見て、さらに刺激のあるポルノを求める人たちである。

註9 アメリカ精神医学会「精神病理の診断と統計マニュアル：診断・統計マニュアル」
DSM-IV 527-28 (1994)

註10 ラニング。前記注3の2 この報告書では、ほとんどの国で小児性愛者を精神病理と捉えていないことから、法執行機関が採用している広い定義、すなわち思春期の10代に性的にひかれる個人という定義を用いることにした。また、この広義においては、社会が「異常」とみなす人たちだけに注意を向け、ポルノ製造、消費にかかわる人々を無視するようなことにはならない。

Ⅲ 世界の子どもポルノの製造と消費

世界でのポルノの流れを正確に言うのは難しいが、主な国際的製造の中心とされているところを調査することで、世界のだいたいの需要と供給の動きが分かってくる。アジアでは日本が子どもポルノの商業用製造の最も重要なセンターとなっており、ティーン雑誌（註11）に日本の若い女の子が性的にあらわなポーズで写っている「ティーンズポルノ」が数多くつくられ、さらに増加している。また日本では中高生の読者をねらったエロチック漫画が何百万も生産されており、日本全国どこに行っても自動販売機で容易に手に入れることができる。日本の子どもポルノでは、制服を着ている少女との性的行為を連想させるものが目に付く。東京では思春期前の子どもポルノが商業用に出回っている。

日本の子どもポルノはアジア及び世界中で販売されている。アメリカの警察当局はカリフォルニアで日本の思春期前の子どもたちのあらわな性器が写っている写真を押収したと発表しており、またカナダの税関でも日本の子どもたちも写っているポルノを日本の巡航船の乗組員が持っているのを発見したと報告している。日本の子どもポルノはインターネットでも出回っている。以前は日本の犯罪組織のヤクザが日本でこのセックス産業を取りしきっていた。だが近年は、かなり厳しい暴力団取締法ができたため、ヤクザの支配力は弱まったとする評論家もいる。（註12）。

一方、欧米では1970年代頃が子どもポルノの商業用製造の全盛期であった。デンマーク、オランダ、それにすこし程度は下がるがスウェーデンがヨーロッパの製造中心地で、使われた子どもはほとんど白人だった。ヨーロッパの子どもポルノ雑誌に載る写真の多くはアメリカで撮影され、海外でつくられた雑誌に掲載された。しかし70年代ヨーロッパで発行されたポルノ誌の中には、インドやメキシコの子どもやアフリカの黒人の子どものシリーズなどもあった（註13）。このように70年代の中頃までは、商業用に販売された子どもポルノはアメリカ、ヨーロッパ全域で買うことができた。

ところが1970年代の終わりから80年代の初めにかけて、規制に踏みきる国々が増え、第一番にアメリカ、そして後にヨーロッパと続いた。その結果もはやこうしたポルノは堂々と商業用に流通できなくなった。今や国際的にばらまかれた子どもポルノは小児性愛者と子ども虐待者との間で、商業的意図ぬきで交換されている。その上成人ポルノに関しては組織犯罪がかかわっている証拠があるが、子どもポルノに関しては一般にこれはあてはまらない（註14）。

「アメリカで押収される子どもポルノのほとんどすべては利益目的のために製造されたり、配布されたのものではない。・・・しかしその代りに、子どもポルノに示される子どもの性的搾取と、子どもポルノが子どもの虐待を助長している事実とそのコストを測定する必要がある。だからといって、この恥ずべき行為による社会的損害の大きさを測るために、犯罪組織が地下で子どもポルノを餌に大暴利をむさぼっていると必ずしも考える必要はない。」

(註15)

上記のように確かに子どもポルノの商品価値は下がっているが、それでもなおその製造と販売によってあいかわらず利益を得ている者たちがいる。ヨーロッパ、アメリカ、同じく日本に主だった商業用プロダクションがあり、また消費者もいるからである。加えて現在、メキシコ、フィリピン、ブラジル（ほとんどはストリートチルドレンが利用されている）など、多くの国々で「アマチュア」ポルノが北アメリカ向けの輸出用に製造されている（註16）。

世界中に販売される子どもポルノの出所をさらに追ってみると、海外旅行で子どもを買い買春観光者によってつくられていることが分かる。買春観光の被害者となる子どもの多くは発展途上国の子どもたちだ。1996年3月、タイの裁判所は一人のドイツ人に商業目的の子ども虐待とポルノ製造で有罪判決を下した。彼はタイの子どもたちを搾取する子どもポルノ専門のポルノリングに加わっていた（註17）。2年ほど前までは、スウェーデンとオランダで押収されたポルノの多くが、アジアへ買春観光をした者たちによって作られたものであった。現在は、そのうちの一部は東欧で製造された子どもポルノに取って代わられている（註18）。外国に駐留する軍隊も一役買っており、アメリカ司法省によればグアムとフィリピンの駐留軍の兵隊が子どもポルノ所持の罪で告訴されたという。同じ兵隊がポルノ製造にもかかわっていることも多い。

新しいテクノロジーの発展は、子どもポルノの国際的製造及び販売に大きな影響を与えた。最初に重要な飛躍をもたらしたのはビデオカメラだった。今や先進国の多くの家庭では、ビデオカメラや映写機は高価なものではなく一般的になっている。またこの記録メディアのおかげでお金を出して加工する必要がなくなり、簡単にダビングでき、まったくプライベートに楽しむことが可能になったのである。しかしその結果、アマチュアによるポルノビデオが益々一般的なものになってきた。

子どもが主演しているポルノ・ホームビデオの所持と流通の捜査は、イギリスの警察にとって重要な優先的仕事となっているが、最近アメリカの郵政公社が押収するホームビデオにも、新たな子どもポルノのほとんどが含まれている。アメリカの警察はテクノロジーの進歩

によって、こうしたアマチュア作品をインターネットで見ることができるようになるのは、時間の問題だと言っている。

註11 ピーター・コンスタンチン「日本のセックス産業：日本のエロチック・サブカルチャーの旅」 184-88ページ(1993)

註12 同上 13-14ページ

註13 サンベルナルディーノ郡保安官事務所 R. P. (トビー)・タイラーとの電話インタビュー (1996年3月)

註14 幼い子どもを大人に似せて使ったポルノは(「技術的」子どもポルノとも呼ぶ)は、犯罪組織が牛耳るポルノのうちのほんの一部を占めている。

註15 アメリカ上院報告 前記注

註16 子どもポルノの「アマチュア」と「商売用」の区別はまったく明らかではない。一度子どもポルノが世に出てしまうと、商売であろうと贈答であろうと、金儲けに使う人の手にわたることになる。(リズ・ケリーその他「引き裂かれた生活：子どもの権利と子どもの保護から見た性搾取」 16ページ (1995)

註17 タイ検事総長事務所・刑事問題国際協力部からの書簡(1996年3月20日付け)

註18 スウェーデン・セーブ・ザ・チルドレンのヘレン・カレンとの電話インタビュー (1996年3月)

IV コンピュータ技術の導入

コンピューター・テクノロジーは子どもポルノの製造を高度の国際的家内産業に変えた(註19)。コンピューターと通信モデムにアクセスできるれば誰でも、商業的オンラインサービスや、ほぼ3千万人が加入するめざましい世界規模のネットワーク、インターネットへのアクセスが可能になる。アクセスできるということは、ポルノを送信することも受信することも可能だということの意味する。インターネットは今や益々子どもの性的搾取の要素となりつつあり、その上益々安く手に入るようになったパソコンとモデムの開発によって、子どもポルノの最も主要な交換媒体になりつつある。

新しいコンピューター・テクノロジーとその可能性についてここで短く再検討することで、起こりつつある技術革命について何らかの示唆を与えられるだろう。

・画像の検索ができ、ビデオクリップをコンピューターに取り込んでも、時間が経って質が落ちるとか、コピーのごとに画像が悪くなることもない。電子メールのテキストにこうし

た画像やビデオクリップを添付することもできる。アメリカではモノクロのデジタルカメラが99ドルで、カラーキャナー（写真、スライド、ネガ、文字をコンピュータ情報に転換する機器）は200ドルで買える。ビデオ画像取り込み装置も129ドルで売っている。これを使えばビデオから、あるいはVCRから画像を直接コンピュータへ取り込むことができる。新世代の「インターネット専用」コンピュータが500ドルを価格目標に開発中である。

- インターネットは匿名が許される。ユーザーは事実上、どんな自己紹介もできるし、ペンシルベニアからオーストラリア経由でドイツへ、そしてカンザスにメッセージを送ったとすると、その時はすでに、そのメッセージの発信地はどこだか分からなくなる。さらに「匿名のリメイラー（再送信人）」を通して電子メールや画像を送ることも可能だ。メッセージを受信すると、もとのアドレスを削除して再送信者のアドレスに匿名のIDコードをつけて最終的な宛先に転送するのである。匿名メッセージへの応信も同様にコード化され、応答者自身も同じように匿名のままである。小児性愛者オンラインの中で一番人気のあるリメイラーはフィンランドにある。
- この産業では、安くてユーザに使いやすい暗号化ソフトの開発が進んでおり、子どもポルノの製造にも利用されている。この暗号化されたファイルを解読することは、警察にとって非常にやっかいな仕事となっている。
- インターネットで小児性愛者や子ども虐待者と接続することができることから、ホーム・ポルノビデオや商品としての子どもポルノを世界的に販売するために使われている。今や個人が世界の隅々までほとんどすべての種類の画像を取り引きし、売買することができるのである。
- たとえ警察がその画像を発見したとしても、流通力をなんら弱めるものではない。インターネットへ一度、画像が入力されて流されてしまうと、大勢のユーザーに転送されて行き、質も損なうことなく繰り返し繰り返し再生される。
- この進んだテクノロジーの伝達速度はますます早くなっていく。今では1秒間28,800ビットの高速モデムが入手可能だが、間もなくケーブルテレビワイヤを使った高速モデムで55,000ビットが可能になるだろう。画像の送信とダウンロードは時間もコストもかかることから、これは大きな意味をもつにちがいない。
- コンピューター掲示板をもっぱら子どもへの性的関心についての情報交換に使ったり、こうしたテーマを話し合う場にすることができる。このような性的な内容が集中した掲示板

をモニタリングしてみると、何千ものコールが入っていることが分かる。どこの国も、掲示板に対してライセンスとか登録といった規制はしていない。

- ・小児性愛者たちはかつて広範囲に手紙を書いていたが、今でははるかに早く伝送されるコンピューター会話に変わってきている（註20）。
- ・コンピューターにはすでにマイクとスピーカーがついており、カメラが内蔵されるのも時間の問題である。モニターにもスピーカーとマイクがついていることが多い。これらはホームビデオの製造や流通の力を増強するものである。
- ・今ではコンピューターで画像を変えるができる。例えばある画像に何かを加えるのは簡単なことである。もちろん写真から一部を削除することも可能だ。子どもの顔を大人の身体に重ね合わせてみたり、陰毛あるいは顔の毛を消したり、胸を小さく平たくして大人の画像を子どものようにすることもできる。
- ・コンピューターで本物そっくりの画像をつくり出すのはまだできないが、人間のデジタル画像をビデオに挿入するのは可能である。テクノロジーは間もなく実際の子どものまったく使うことなく、本物そっくりの子どもポルノを容易に作り出すようになるだろう。

さらにオンラインの能力によって、子ども虐待者や小児性愛者が子どもと接触する時間を、何百時間にまで延ばす可能性も拡大している。性搾取者たちはコンピューターを使って子どもたち、とくに孤独な子どもや問題を抱えた子どもと簡単に接触できる。「インターネット・リレーチャット」のようなチャット（会話）セッションにつなぎひとしきりおしゃべりをして、その後その子どもと実際に接触するのである。子どもを性行為へと誘うのに最も一般的なやり方は目をかけられたい、愛されたい、認められたいという子どもの自然の欲求につけ込むことである。FBIその他の法執行機関によると、このようなコンピューターとの関係はまだ少ないが、件数は増え続けており、やがて必ずこの十代と実際に接触を取り、性行為へと進んでいくだろう。

コンピューターによる子どもポルノの問題には、時間もお金もあり、インテリで、そのうえテクノロジーの専門技術を習得したいという抑えがたい欲求を持っている人もかかわっている。そこにはあらゆる社会的背景を持つ人びとがいる。多くの先進国の子どもたちの中には、コンピューター操作に非常に詳しい者たちがいる。彼らはコンピューターと一緒に育ち、専門的知識ではたいてい両親より遥かに優れている。これらの子どもたちにとってコンピューター子どもポルノにアクセスすることなど容易なことで、またインターネットを通して十分アクセスも可能である。さらに子どもを性的に搾取したい者たちは、インターネットや商

業用オンラインサービスを通してこうした子どもたちに容易にアクセスできる。加えて子どもたちのアクセスをいかがわしいものから遮断するために作られたソフトのプログラムも、さらに進んだコンピューター技術を身につけてしまった子どもたちに破られかねないのである。

コンピューター化した子どもポルノは、コンピューターが学校、仕事場、家で常備品となっている先進国では最大の関心事である。とはいえ、コンピューターへのアクセスは益々世界的に広がっている。1995年のオーストラリアでの調べによると、子どもポルノをオンラインサービスで受信するために必要なコンピューターとモデムを持っているのは、オーストラリア人住民のわずか10%程度に過ぎなかった。しかしそれにもかかわらずオーストラリア警察は、コンピューターがもっと手に入りやすく、ユーザに分かりやすくなればなるほど、またコンピューターを操作できる人が増えていけば、子どもポルノを製造し流通するために家庭用コンピューターが使う件数も増加するにちがいないと見ている。

註19 この言葉を用いる理由は、テクノロジーによって家庭で子どもポルノの製造や流通が可能になったことを示すためである。

註20 アメリカ郵政公社によると、小児性愛者によるコンピューター使用が増えているにもかかわらず、郵送で交換されるビデオテープやコンピューター・フロッピーはまったく減っていないという。

V 子どもポルノはどのように使われるのか

専門家は、個人が子どもポルノを収集する理由をいくつか挙げている（註21）。

1. 性的興奮と欲求充足：自らの性的衝動を刺激したり、また性的刺激の助けとするためにポルノを利用する。幻想にふけるだけの者もいるし、実際に子どもとの性行為に入る前座として利用する場合もある。
2. 小児性愛行為の確認と正当化：小児性愛者は自分の行為あるいは妄想がアブノーマルではなく、もっとたくさんの繊細で知的で優しい人々とともに分かち合っているのだと、自分自身を納得をさせるためにポルノを使っている。
3. 子ども心理的抑制を弱めるため：子ども虐待者は子どもをセックスに誘いやすくするために、別の子どもがセックスしている写真を見せ、嫌がる子どもが進んでやるように励ますために使う。また子供に見せて、加害者がその被害者の子供にやってほしいと思うイメージを与えるためにもよく使われる。ポルノは子どもに性的興奮を起こさせる「性教育」

を装って利用されることもある。

4. 子どもの若さの維持：子どもポルノは、自分がセックスをしたい年齢の子どものイメージが常に手近にあることを保証してくれる。
5. 脅迫：性的にあらわな画像を両親や仲間やその他の人に見せるぞと脅かし、被害者となった子どもを一生黙らせるために使われる。子どもの被害者はどんな時でもポルノに出たことを報告しようとはしない。例え性的虐待があったことは話したとしても、ポルノに出たことのほうを恥ずかしく思うのである。
6. 交換の媒介物として：子どもポルノは他の小児性愛者や子ども虐待者との信頼と同志愛を築く手段として、また他の搾取者たちと接触する時の誠意の証明として用いられる。これは公私ふくめたセックス市場での搾取仲間とコミュニケーションを取る時の媒介ともなる。
7. アクセス：一部の搾取者は他の場や他の子どもにアクセスするため、ポルノを交換する。
8. 金儲け：小児性愛者や子ども虐待者のほとんどは子どもポルノを売ることはしないが、その中でも一対一の関係で手作りビデオや写真を売る者もいる。また子ども搾取者の中には、は人気のある海外買春観光地に出かける旅費を稼ぐために、自分で作ったポルノを売る者もいる。

したがって、子どもポルノはただ単に個々の子ども被害者に対する虐待にとどまらず、ポルノ的搾取を受けたことのない子どもをに対する性的搾取を永続させるためにも利用されると言うことができる。さらに子どもポルノは社会的な感性を鈍らせ、子どもは正当な性のパートナーであるとのメッセージを送るためにも利用される。

註21 アメリカ上院報告 前記注7、10-12

VI 子どもポルノと子どもの性的虐待犯罪との関連

社会学や行動科学の分野では、子どもポルノが子どもの性的虐待者、あるいはその可能性のある者の行動に与えるマイナス効果が、もし仮にあるとして、どのようなものかについて大々的に論じられている。その争点となっていることは、標準的な科学的方法で研究室の中で調査しても、統計的に信頼できる結果を得ることはできないという点にある。倫理に適った調査、誤った報告、インタビューする側の歪曲、その他さまざまな問題によって制約されるため、科学的結論を出すのは非常に難しい。そこで、多くの研究者は、子どもポルノを見ることが、子どもの性的虐待を増加させるという正当な科学的根拠は何もないと結論づけて

いる。しかし、他の研究者たちは、ポルノの使用と性的攻撃の間には、一貫した関係があると主張する。またある社会学者たちは、子どもポルノの使用は性犯罪を引き起こす前ぶれであり、また小児性愛者の妄想をふくらませるものだとして解釈し（註22）、さらに、別の学者は、そうした犯罪を防ぐ安全弁の役割をしていると見ている（註23）。

一方法執行機関の間でも異なった見解が見られる。1995年、オーストラリアの数カ所の警察は小児性愛者の活動組織についての公聴会で、「子どもポルノを所持している者が子どもの性的虐待にも関わっている可能性が高い」（註24）と証言している。この見解は、しかし、オーストラリア国内でも、また一般的にも受け入れられているわけではない（註25）。小児性愛者が大量の子どもポルノを持っているという十分な証拠はあるものの、ポルノを収集したり、見たりする小児性愛者すべてが子どもにわいせつ行為を強要するわけでもなく、またポルノを収集するものすべてが小児性愛者だと決めつけることはできない。

それにも関わらずはっきりしていることは、警察が子どもわいせつ罪で逮捕した者のうち、かなりの者が子どもポルノを所持していたことである。ロサンゼルス警察のある刑事推定では、10年あまりの間に、家庭外での子どもに対する性犯罪で逮捕された700人の虐待者のうち半数以上が子どもポルノを所持しており、約80%が子どもか成人のどちらかのポルノを所持していた。1986年から1988年にかけて、イギリスの団体「チャイルドウォッチ」は、子ども虐待罪で有罪になった27人を調査した結果、23%が子どもポルノを製造しており、また全員が子どもポルノを所持していたと報告している。

子どもポルノと子どもに対する性的虐待の関連を論じる際、専門家たちは統計的問題（ポルノを所持していた子どもの性的加害者は、多いか少ないか）と因果関係の問題（例えば、子どもポルノを所持すれば、子どもに性的危害を加える人間になるのか）を混同しないことが重要だと注意している。この因果関係を実証するものが何もないとは認めがたいが、アメリカ上院の子ども調査小委員会は、次のように結論を出している。「子どもポルノは、小児性愛者の行為を正当化し、子供の誘惑を助け、また自らの行為が暴露されぬようわいせつを強要した子供たちを恐喝する手段を与えるなど、小児性愛者による子ども虐待を許す中心的な役割を果たしている。」（註26）

註22 「子どもポルノと性搾取：子どもの福祉のためのヨーロッパフォーラム政策声明」
3ページ（1993年11月）はこの仮説を支持する。以下ではEFCW政策声明。

註23 B. クーチンスキー「性犯罪発生例に見るポルノの安易な入手の影響：デンマークの経験」（社会科学ジャーナル29巻3号、163-81ページ（1973年）。ダニエル・リ

一・カーター他「性犯罪者に見るポルノの使用と性加害者の犯行歴」(ジャーナル
・対人関係の暴力(1987年6月)207号

註24 「組織的小児性愛者犯罪活動：全国刑事局に関する議会の合同委員会報告」第36オ
ーストラリア連邦議会(1995年11月)以下オーストラリア議会報告。

註25 同上

註26 アメリカ上院報告 前記注7、44

Ⅶ 子どもに対するポルノの影響

わいせつなアダルトポルノの流通については、被害者がいない犯罪だ、害を受ける者は誰もいない、またプライベートなことゆえ個人の勝手だなどといろいろ議論されているが、こ
と子どもポルノに関しては、実際子どもがビデオや写真に撮られるかぎり、いつも犠牲にな
るのは子どもである。しかもその撮られたものは、流通してその後もずっと繰り返し子ども
を苦しめ続けるのである。また、子どもが全く性行為をしていないのに、子どもの顔が、性
的にあからさまな写真につなげられた場合、その加工された画像が流通することで同様の影
響をもたらすことは十分ありうる。

子どもは二通りのやり方で子どもポルノに傷つけられる。子どもポルノにさらされること
によって、また自分自身が映像にとられることによってである。ポルノの画像にさらされた
子どもは感性が鈍る恐れがある。ポルノ行為は「正常」なことだと思いこませてしまう危険
がある。(註27)。また、子どもの行動にマイナスの影響を与えるようなモデルを提供し、
それが結果的に、セックスを搾取、強制、暴力と結びつける学習体験をもたらす可能性もあ
る。(註28)。

ポルノ製造のために搾取された子ども被害者は大抵深刻な影響を被る。子どもは身体的症
状から病気、感情の引きこもり、反社会的行動、気分の変動、抑鬱状態、恐れ、不安感など
数限りない症状を示す。セックスリングに関わった子どもたちを調査したところ、性的虐待
された子どものうち、54.8%がポルノの制作に使われていた。これらの子どもの中には、ポ
ルノに関わる中で搾取者との一体化のパターンが見られ、性的逸脱や病的行動の一体化も見
られた(註29)。

性的に虐待されたり、搾取された子どもたちは、その後本人自身が犯罪者や虐待者になる
危険度が高いといわれている(註30)。写真を撮られた子どもたちは、写真の現場となった
家に火をつけてしまうとか、搾取の記録となるものを取り戻すために盗みに入るなど思いき

った行動に出ることがある。各国のメディアの中には、よく被害者と加害者を混同して加害者の顔には無関心で、性的搾取された子どもの写真を公表してしまうことさえある。搾取された子どもたちは、注目を浴びて喜んだり、性的に刺激されたとしても、ポルノに出てしまったことで特別な恥をかかえて生きている。例えば子どもが性搾取を黙って受け入れていても、お金をもらっていても、あるいはそれを楽しんでいたとしても、彼らは常に違法な、しばしば破壊的行為の犠牲者であることを強調しなければならない。

註27 E F C W政策声明 前記注22、3

註28 ジェームス・チェック「十代の訓練；青少年に与えるポルノの影響」（ローラ・レデラー、リチャード・デルガド編「われわれが支払う代価：人種差別発言、憎悪的プロパガンダとポルノに関する事例」89-91ページ(1995)

註29 アン・ウォルバート・バージェス他編：「セックスリングとポルノによる搾取を受けた子ども、青少年に見る反応パターン」（アメリカ精神医学ジャーナル141巻5号（1984年5月）

註30 ケリー他前掲書。「虐待サイクル」理論を拒否する人がいることに注意。「性的虐待を受けるのは、圧倒的に女が多く、一方ほとんどの社会で子どもの性虐待に責任があるのは男である」というのがその理由である。25-26ページ註16

VIII 子どもポルノの規制

70年代は子どもポルノが容易に手に入れることができたが、これに対して各国政府は法によって子どもポルノの製造、販売、配布を禁じるようになった。その中で注目すべきものは、1977年アメリカで成立した法律で、子どもポルノに対して重い刑罰を課している。1980年には、デンマークとスウェーデン双方で子どもポルノを規制し、1986年オランダが続いた。

さらに、1984年アメリカ国務省はオランダ、スウェーデン、デンマーク政府を外交訪問して子どもポルノ追放にむけて積極的な協力を求めた。同年、アメリカNBCのドキュメンタリー「沈黙の恥」が放映され、ポルノの世界的売買の実態を暴いて政府にこの取り締まりをもっと厳しくするよう圧力をかける役目を果たした。アメリカ当局は、この年外国貨物船での取り引きが激減したのはこのドキュメンタリーのためだと認めている。

アメリカとカナダの警察当局によれば、80年代以来、商業用ポルノに出てくる新しい子どもの数が相当減ったという（註31）。しかしまた最近、アメリカで押収された商業用ポルノには、メキシコやブラジルの思春期前の新しい子どもたちが含まれており、新しい別の商業

用ポルノにも、10代以下の子どものもものも含まれていた。1996年2月に放映されたアメリカのテレビ番組「ハードコピー」は、アメリカとヨーロッパの低年齢の少女たちがオランダで「セブンティーン」というエロティック雑誌を出している会社に写真をとられていると伝えた。「タナー基準」を採用している小児専門家によればこの少女たちの年は13歳から18歳だと言う(註32)。

商業用子どもポルノの製造は減少しているが、依然として存在しているし、前記のように日本では増加の傾向にある。しかもアマチュアによる子どもポルノ・ホームビデオの製造は、商業市場でも益々人気上がるばかりである。そのため、世界各国の子どもポルノ規制法を検討すると、子どもをポルノによる搾取から守ろうとする動きが真剣に始められていることが一定程度明らかになる。

註31 現在流通しているポルノには70年代と80年代初期に発行されたものから複製された画像が多く含まれている。またイギリス警察当局は、80年代半ばにはビデオカメラが出現し、それに比例して新しい子どもを使った非商業用アマチュアポルノのホームビデオの製造が盛んになってきたと指摘する。

註32 タナー基準とは、思春期の子どもの発達段階を示すひとつの尺度

1. 子どもポルノの製造、流通、所持に関する法規制

国連子どもの権利条約は、性的搾取から子どもを守るために基本的な国際的法規準を提供している。尊厳を傷つけるような子どもの処遇を禁ずる条文の中でも、第34条は各国に対して「不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘または強制すること…わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること…を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多国間の措置」をとるように求めている。国連人権委員会の子どもの人身売買、子どもの買春、子どもポルノの防止に対する行動計画は子どもの権利条約を強化し、ポルノ目的で子どもを搾取する人びとを制裁するよう国際的努力を促進している。

1-1 アジア、太平洋地域

日本の刑法175条では成人の性器、性交、陰毛を描写した印刷物を禁じている。しかし、子どもの性器の表現については、厳しく規制されていないのが現状である。その上日本の商業用製造者は摘発や警察の介入を巧妙に逃れて、禁じられている身体部分の描写をかるうじて避けながら、しかも性的であることが明かなポルノをつくり出すのである(註33)。

他のアジア諸国のうち数カ国は、最近子どもポルノ法を成立させた。台湾では1995年、

18歳以下の子どもへのわいせつ行為、性行為を描写した絵、ビデオ、写真、CD-ROM「電子信号」およびその他の製品の製造を犯罪とする法を通過させた。フィリピンでは、1993年子ども保護法（共和国法7610号）を通過させたが、その条項には、18歳未満の子どもを出演であろうとビデオであろうとわいせつな興行やみだらなショー、またわいせつな出版物やポルノ写真のモデルに雇ったり、強要することを禁じている。

スリランカ（刑法286条A）でも1995年に同じように18歳以下の子どもを保護する法律が可決された。カンボジアでは、子どもを搾取から守る法案、（子どもの売買と買春の廃絶に関する法律第9条A1、2、3）のなかに18歳以下の子どものわいせつで、みだらで、品位を損なう描写をしたスケッチ、絵画、書物、写真、映画の制作、製造、及び所持、輸出入、広告を禁じる条項がある。その上、この法案には、それらの押収条項も含まれている（第9条B）。

オーストラリアでは、ニューサウスウェールズを除いたすべての州、準州がただ子どもポルノを所持するだけで違法とする法を制定した。それに先立ってすでに子どもポルノの配布や、販売、展示目的とした所持に対しても法制化している。1995年同税関は、アミーゴ（Amigo）と呼ばれる全国情報プロジェクトを発足させ、一般の人びとにオーストラリア内外で不正に売買されている子どもポルノの種類と内容を明らかにするための協力を要請している（註34）。

註33 ジャック・セワード編：「日本のエロチズム」6ページ（1993年）、コンスタンチン 前掲書160-61ページ註11

註34 オーストラリア議会報告 前記注24、2-3、38

1-2 ヨーロッパ

ヨーロッパでは、ポルノに関する法的措置は、その製造、販売（配布）、所持に関して共通基準が全くないため、各国間でかなり違ってくる。例えば、イングランドとウェールズでは、たった一枚のわいせつなポルノの撮影、流通、展示、所持だけでも犯罪としている（子供保護法1978）。また子どもを16歳以下と規定し、「わいせつ」かどうかは裁判に委ねている。オランダは、16歳以下の子どもを使ったポルノの製造、流通、輸送および輸出を違法としている（刑法240条b1項）。さらに同刑法は、1995年4月、子どもポルノをただ所持しただけで厳しい刑罰と制裁が課せられるように改正した。1992年に改正されたノルウェーの刑法の子どもポルノの条項では、子どもポルノの紹介や所持に対してただちに罰が適用されるが、その製造に関しては触れていない（註35）。

1994年7月に成立したオーストリア刑法第207上条a項には、子どもポルノの所持、流通を行った者に、商業用とアマチュアとを問わず刑罰を課している。ドイツもまた、子どもポルノの所持をドイツ刑法で罰則の対象としている。フランスの場合(刑法227条23項)は、コンピュータによる子どもポルノ画像の作成、記録、伝送、ならびに流通を禁じている。しかしエストニア(刑法200/3条)を除く東欧諸国では、子どもポルノを特に規制する法律はできていないのが現状である。

ヨーロッパでは、郵便物について厳格なプライバシー保護を法的に定めている国が多く、特別な事態が起きない限り郵便の秘密が守られている。しかも、ヨーロッパの郵政局は、アメリカの郵便検査官が持つ警察権を持っていない。また、子どもとの性交を特に厳しく罰する国は結構あるが、子どもポルノに対しては、刑罰も罰金も極めて軽い場合が多い。そしてアメリカで日常となっている「おとり」捜査もヨーロッパでは行われていない。

註35 エレン・ハムレモエ(ノルウェー全国刑事捜査局)「実施ケースフィードバックへの貢献(1993年11月)」3ページ。子どもポルノ製造を訴追するために、ノルウェー検察官は、子どもに性行為をそそにかしたり、わいせつ行為への巻き込むことに関する他の刑法規定に依っている。

1-3 北アメリカ

アメリカが子どもポルノの主要消費国であることは広く知られているが、その一方で違反者たちに厳しい子供ポルノ法を最も積極的に適用、実施している国でもある。これらの法(合衆国法2251、2251A、2252、2256)は、18歳未満の子どもを性的に明らかな行為に使ったあらゆる「視覚的描写」の製造、流通、所持、受領、運搬、郵送、広告を禁じている。性的に明らかな行為とは、性交はもちろんのこと「人の性器や陰部のみだらな露出」も指している。またごく最近の法律(合衆国法18、2258)は、子どもポルノをアメリカ国外で作ったり、売買した者も重い刑罰に処すると規定している。すなわち非アメリカ市民へのアメリカの法律の域外適用である。

カナダはきわめて包括的な子どもポルノ法を制定している。刑法163条項は明らかに性行為をさせられた、あるいはさせられて描写された18歳未満の子どもが出てくる子どもポルノの輸出、製造、印刷、出版すべてを犯罪と定めている。さらに現在は、子どもポルノを所持するだけでも違法行為である。

2. コンピューター・ポルノの規制

コンピュータで子どもポルノが巧みに操作されるようになってから、これに応じて数

か国では、すでに子どもポルノの意味を拡大して捉え、これを支持した法律を採択している。そこでは「見せかけの」子どもポルノ（法的に大人とされる人が描写されているが明らかに子どもを表現しているもの）や、コンピューター操作による「疑似」ポルノも対象にしている。イギリスの法律は、コンピューター用ディスクに入っているデータで、写真に転換可能なものも「疑似写真」としてはっきり禁じている（刑事司法および公共秩序法1994年第7条(8)(9)）。オーストリアではむしろ実際の子どもポルノを禁じているが、そればかりでなく、ポルノを見た者がそのポルノ製造時に、子どもの性的虐待があったことが分かるようなものも禁じている。オランダ（刑法240条項）とカナダ（刑法163条項）の法律もコンピューターで作成されたポルノに関しては同じように適用される。しかしアメリカでは、既存の連邦子どもポルノ条項ならびにほとんどの州法は、実際の子どもの描写だけにしか適用されず、「疑似」ポルノやコンピューターがつくり出すポルノには適用されない（註36）。だが、このような「疑似」子どもポルノも連邦わいせつ条項で訴追できるかもしれない。インターポールは1996年10月の定期総会で、すべての国が子どもポルノを犯罪とする法を制定すること、そこには「コンピューターやその他バーチャルな表現をつくり出だす未来の表現型態」もふくむことを勧告する決議を採択する予定である。

他の国々でもインターネットによる性的に明らかなポルノの伝送を規制する動きが出てきた。つい最近では、ドイツのミュンヘンの検察官がコンピュサーブ（国際的なコンピューター通信サービス）に対して、インターネットで性的に明らかなニュースグループへのアクセスをオンラインからはずすように申し入れた。また、シンガポール政府は、すべてのインターネットサーバーは国営シンガポール放送局の認可を受けねばならないというインターネット規制に向けて「劇的な」措置を取ることになった（註37）。しかしこれはポルノを規制するばかりでなく、政治的に微妙なことまでも規制することになる。中国政府も最近、インターネットポルノに警戒し始めており、シンガポール政府が実施する規制システムを学ぶためにシンガポールを訪れたという。

アメリカでは1996年2月、テレコミュニケーション法が成立し、インターネットがコンピューターオンラインサービスに18歳以下の子どものみだらな、あるいはわいせつな画像を承知の上で伝送したものに重罪が課せられるようになった。しかしその成立が決まった直後、市民の自由と言論の自由を唱える団体が、その執行を取り下げるよう仮差し止め訴訟を起こして勝利してしまった。オーストラリアでは、3つの州でインターネットに入ったデータを検閲する法案を提出した。オーストラリアでは州と準州との法律が一貫して

おらず、その矛盾が急増してきたため検事総長の常任委員会は国の体制に合った法案を作
ることを承認した。こうしたさまざまな国の法制化の動きは、しかしながら、コンピュー
ターオンライン社会が特に重視する表現の自由という権利から真っ向に挑戦するものであ
るため、論議を呼ぶものとなるのは間違いない。

註36 バージニア州では、しかし、明らかに性的な視覚的資料で18歳未満として描写され
ている、ないしは18歳未満であるかのように描写されている者は、明白に18歳未満
と想定し、「見せかけの」ポルノを犯罪とする法律を成立させた（バージニア刑法
18.2-374.1）。

註37 「シンガポールはインターネットを一掃した」（アジアタイムズ1996.3.8）

3. コンピュータ子どもポルノ規制によって生じる法的問題

人命救助までふくめてコンピューターは驚くべき仕事を行うが、同時にその発達とオン
ラインコミュニケーションの出現は、法のあらゆる領域に深刻な問題をもたらしている。
そして、それらに対して解決策は見当たらないままだ。例えば世界各国のどの国であれ、
コンピューター掲示板システム、オンラインサービス、インターネットに入ったデータに
対して誰が責任を取るのか。これらのシステムの中にデータをいれた者はシステムオペ
レーターか、データ製造者か、または転送者なのか。問題はまだまだある。仮に、コンピ
ューターによって伝送されたものがポルノだとすると、その画像がはじめは合法的な世界
の管轄区にあったとしても転送されて違法とされる国へ行ってしまうかもしれない。とす
るとグローバルネットワークは最も厳格な基準を設けるべきなのか、あるいは最も自由で
あるべきなのだろうか。さらに同じコミュニケーションでも、直接会って話したり郵送や
電話で伝達した場合は犯罪とされないのであるから、「好ましかざる」ことを描写する電
子メールや双方向的チャット・セッション（対話形式の）に大人が同意の上で参加するの
も禁じてはならないのではないか。

コンピューターでポルノ制作が可能になったため、法的論点はさらに難しくなり、たく
さんの法的問題を投げかけている。市民的自由派は、コンピューターがつくるポルノが実
際に子どもの被害者を出すものでないならば、子供を保護する法律はもはや適用されず、
従って言論の自由の全く根拠のない制限にすぎなくなってしまうと主張する。彼らは、子
どもポルノの使用と子どもに対する犯罪の因果関係を示す正しい科学的データはなにも
なく、インターネットでの伝送を禁止する理由は全く見当たらないと反論するのである。
さらにまた、コンピューターが創り出す画像に描かれている「子ども」や「年」をどうや

って判断するのかと指摘することもある。

一方子どもの権利派は、子どもポルノによる危害は一人の子ども被害者の問題にとどまらずもっと広い範囲までに及ぶものだと主張する。彼らはコンピューターでつくられるポルノでも、子どもが性の対象として表現されている以上、全体的に子どもは被害者だといっているのである。これに対して警察もポルノが他の子どもを誘惑するために使われる限り、傷は一人の子どもを越えるものであるという見解を示す。しかも警察は、コンピューターで創られる子どもポルノを禁止せず放置しておくと同屋はコンピューターでつくられるポルノ写真であふれるなど再び商業的売買も盛んになり、社会の感性も鈍くなり、ポルノに対する欲求に火をつけることになりかねないという。加えてコンピューターによるポルノと実際の子どものポルノの見分けがつかなくなれば、「本物の」子どもポルノに対する告発は事実上できなくなってしまう。しかし、いずれにしても子どもポルノは別のぬけ道を見つけるにちがいない。

IX 結論

子どもポルノは、地域、国内、また世界で起こっている緊急の課題である。国内での両親、教師、生徒、法律家、役人、児童福祉機関、企業および法執行機関に向けた教育キャンペーンや研修を行うことは、解決に向けての第一歩である。またこうした取り組みは広く、大きな国際的規模の協力のもとに支えられなくてはならない。

国際的な情報と訓練の交換は決定的に重要である。なかでも1992年に初めて設立されたインターポールの子どもに対する犯罪の常設作業部会は、必要な協働の良い例である。現在の作業部会には世界29か国から警察官が任命されて集まり、子どもを性搾取から守るために一生懸命協働している。「スターバースト作戦」は、インターネットを使って子どもを売買する人びとを取り締まるはじめての大掛かりな国際行動であり、今後の国際協力の手本となるであろう。この国際警察の働きによって、1995年には、イギリスで15人を逮捕、さらに香港、ドイツ、南アフリカ、シンガポール、カナダ、アメリカでも続いて多くを逮捕することになった。(註38)

特に子どもポルノに関して世界的に規制の方向に動いているが、国際社会の中には法制化していない国がまだまだたくさんある。すべての国、また援助機関を含めた国際機関は子どもポルノの製造、展示、流通、所持を禁じる法制化を各国へ促すようその影響力を発揮してほしいものである。1980年代には、アメリカと北欧で子どもポルノに対する強硬な法規制が

国際的流通に大きな歯止めをかけるものとなったが、そうした動きはさらに世界的に広がっていくことは可能である。国や地域できちんとした法律がつくられる時、言論の自由を守ることの法的問題と、社会の子どもを守ることの法的問題と重要性との間で慎重にバランスをとる必要がある。子どもポルノの規制が、言論の自由や情報の氾濫を規制するための口実に使われてはならないのであって、社会で最も傷つきやすい子どもを性的搾取から守るためにだけ有効に使われねばならない。立法者はできるだけ多くの人々の支持が受けられる法を立案し、成立されるように心がけるべきである。その結果警察も安心して法の執行に励むことができるであろう。

コンピューター時代の到来によって、子どもポルノの規制に関してのかなり細かい専門知識の必要性があらたな課題となってきた。むろん世界中の警察でもその専門的訓練が不可欠である。そのため各政府は、この訓練とそれに必要な器具を備えるための資金をいとわずに配分しなければならない。また調査、警察力、行動科学、告発、法律、コンピュータ技術など各専門分野のチームをつくれれば国際社会にとって、貴重な活動力となるはずである。

最後に、子供の保護は世界の優先事項でなければならない。そのため各国は、しかるべき資力を投入するべきである。また子どもの保護は、子どもに対する性犯罪を発見し、予防し、さらに性搾取を受けてきた子どもの治療に対しても確実に責任を引き受けるものでなくてはならない。本世界会議は、こうしたゴールをいち早く達成するためによろ呼びかけられたものであり、世界各国が国連子どもの権利条約で示された子供の保護の義務を確認するフォーラムとならなければならない。

註38 「インターネットは子どもポルノを広める」グラスゴー・ヘラルド（1995年11月21日）

ADDITIONAL SOURCES

Ralph W. Bennett & Daryl F. Gates, The Relationship Between Pornography and Extrafamilial Child Sexual Abuse, THE POLICE CHIEF 58:2 (Feb. 1991).

Steve Best, Child Sexual Exploitation: The Customs Enforcement Role, New Zealand Customs Service (1995).

Ann Wolbert Burgess, Child Pornography and Sex Rings (1984)

Daniel S. Campagna and Donald L. Poffenberger, The Sexual Trafficking in Children: An Investigation of the Child Sex Trade (1988).

Sheila Davey, Children and Pornography: A Survey of the Protection of Minors Against Pornography, (International Catholic Child Bureau) (July 1988).

Howard A. Davidson & Gregory A. Loken, Child Pornography and Prostitution: Background and Legal Analysis (1987).

Final Report of the attorney General's Commission on Child Pornography (U.S.) (1986).

J. Robert Flores, etal. (Symposium), First Amendment and the Media: Regulating Interactive Communications on the Information Superhighway, 5 Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal 294 (1995).

Graham Greenleaf, Law in Cyberspace, 70 Australian Law Journal 33 (Jan. 1996).

A. Nicholas Groth, Men Who Rape: The Psychology of the Offender (1979).

Her Majesty the Queen v. Paintings, Drawings and Photographic Slides of Paintings, Court File U219/94 (Canada) (1994).

Kenneth V. Lanning & Ann Wolbert Burgess, Child Pornography and Sex Rings, FBI Law Enforcement Bulletin, 53:1 (1984).

Alfred O. Olsen, Investigations of Criminal Activity on Computer Bulletin Boards, Warwick Township Police Department, (U.S.) (1992).

Mimi Halper Silbert, The Effects on Juveniles of Being Used for Pornography and Prostitution 215 in Dolf Zillmann & Jennings Bryant (eds.), Pornography: Research Advances and Policy Considerations (1989).

R.P. (Toby) Tyler, The International Exploitation of Children: Child Pornography, Surete, Feb. 1985.

PANEL OF EXPERTS

Georgiann G. Cerese, Trial Attorney, U.S. Department of Justice

Shane Davie, Attaché, Australian Customs Service

J. Robert Flores, Senior Trial Attorney, U.S. Department of Justice

Romi Gyergyak, Second Secretary (Police Liaison), Australian Federal Police

Doris A. Hepler, Special Agent, Federal Bureau of Investigation (FBI)

Syed Arshad Husain, M.D., F.A.P.A., World Federation for Mental Health

Donald Huycke, Program Manager and Senior Special Agent, U.S. Customs Service

Kevin Ives, Detective Chief Inspector, Paedophilia Unit, New Scotland Yard

Barry Jay, Ph.D., World Federation for Mental Health

Deen Kaplan, Vice President of Public Policy, National Coalition for the Protection of Children and Families

Richard E. Laczynski, Special Agent, INTERPOL

Kenneth V. Lanning, Supervisory Special Agent, FBI Academy

Stephan P. Lear, Postal Inspector, U.S. Postal Inspection Service

Laura J. Lederer, Center on Speech, Equality and Harm, University of Minnesota

Marsha Liss, Trial Attorney, U.S. Department of Justice

Alfred O. Olsen, Chief of Police, Warwick Township Police Department

Thomas F. Polhemus, Detective, Fairfax County Police Department

James Reynolds, Detective Chief Inspector, Paedophilia Unit, New Scotland Yard

Ruben D. Rodriguez, Senior Analyst, National Center for Missing and Exploited Children

Terry Rudolph, Special Agent, Federal Bureau of Investigation (FBI)

R.P. (Toby) Tyler, Sheriff's Sergeant, San Bernardino County Sheriff's Department

Marilyn Young, Senior Intelligence Officer, Canadian Customs

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321